

平成27年法改正対応版！ 歯科医療関係者必携の1冊

歯科五法 コンメンタール

歯科関係法律の逐条解説

編著 社会歯科学研究会

- 普段は意識されていませんが、歯科医師・歯科衛生士の業務内容や歯科医院の広告規制などは、歯科医師法、歯科衛生士法、そして医療法等により規定されています。本書は、わが国で唯一、歯科医療に関連が深い5つの法律(歯科五法：歯科医師法、歯科衛生士法、歯科技工士法、医療法、歯科口腔保健法)の各条文について、一条ごとに解説を加えたものです。
- 平成26年6月、医療法をはじめ、歯科衛生士法、歯科技工士法が大きく改正されました。本書では、平成27年4月に施行されるこれらの改正条文にも対応しています。
- 歯科五法の逐条解説のほか、各法律の制定の経緯(第1章)、歯科医療にかかわる関連法規(第3章)も掲載し、より幅広い利用が可能となっています。

内容紹介

第1章 歯科五法制定の経緯

歯科医師法制定の経緯／歯科衛生士法制定の経緯／歯科技工士法制定の経緯／医療法制定の経緯／歯科口腔保健の推進に関する法律(歯科口腔保健法)制定の経緯

第2章 歯科五法コンメンタール

歯科医師法コンメンタール／歯科衛生士法コンメンタール／歯科技工士法コンメンタール／医療法コンメンタール／歯科口腔保健の推進に関する法律コンメンタール

第3章 歯科医療関連法規

歯科五法(歯科医師法施行令／歯科医師法施行規則／歯科衛生士法施行令、など)／医事衛生法規(医師法／保健師助産師看護師法(抄)／診療放射線技師法(抄)、など)／保健衛生法規(地域保健法(抄)／健康増進法(抄)／学校保健安全法(抄)、など)／医療保障・社会福祉・介護保険関連法規(健康保険法(抄)／保険医療機関及び保険医療養担当規則／高齢者の医療の確保に関する法律(抄)／介護保険法(抄)、など)／予防・薬事関連法規(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)／予防接種法(抄)／薬事法(抄)、など)／その他の法規(日本国憲法(抄)／刑法(抄)／民法(抄)／労働基準法(抄)、など)

B5判・320頁・定価(本体3,500円+税)

ページ見本

52 第2章 歯科五法コンメンタール

1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあっては、2950円)と規定されています。

(厚生労働省令への要旨)

第16条の6 この章に規定するもののほか、第16条の2第1項の指定、第16条の4第1項の歯科医師の登録並びに同条第2項の臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に必要事項は、厚生労働省令で定める。

■ 臨床研修を行う病院又は診療所の指定及び臨床研修を行った旨の報告について必要な事項を、省令に委任する規定であり、この規定に基づいて、「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平成17年6月28日厚生労働省令第103号)」が定められています。

第4章 業 務

(歯科医師でない者の歯科医療の禁止)

第17条 歯科医師でなければ、歯科医療をなしてはならない。

■ 本条は、歯科医療を歯科医師に独占させ、一般人に対してこれを禁止することを規定したものです。

そもそも医療・歯科医療については、法律によって一定の定義を与えていません。その理由は、医療・歯科医療の内容がきわめて複雑であり、医学や歯科医学の進歩に連れて変化するものであるため、明文化することが困難であるということにあります。したがって、医療・歯科医療の概念や定義は一般の社会通念に任せているのです。

従来から挙げられている医療の定義に照らすと、「歯科医療」とは「歯科医師を業とすること」であり、「歯科医師行為」とは、「当該行為を行うに当たり、歯科医師の歯科医学的判断および技術をもってするものでなければ、人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為」と解釈することができます。より簡略化して表現すれば、「歯科医療とは、歯科医師が行うのであれば、保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為」ということとなるでしょう。「業とすること」とは、「反復継続する意思をもって行うこと」であると解されます。

■ 本条の規定に違反して無免許で歯科医療をなした者に対する罰則は、3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられ、またはこれを併科されます(法第29条第1項第一号)。